

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者及び居宅介護支援事業者の指定【保健福祉局地域支援部介護保険課】 54
- 指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域支援部介護保険課】 56

### ◇ 公 告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出（4件）【産業経済局地域産業振興部商業振興課】 58

### ◇ 教育委員会

- 北九州市教育委員会労務職員就業規則及び単純な労務に雇用される北九州市教育委員会職員の給与に関する規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局総務部総務課】 66

北九州市告示第13号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項、第53条第1項及び第46条第1項の規定に基づき、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者及び居宅介護支援事業者を指定したので、法第78条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第131条の2、法第115条の10第1号及び施行規則第140条の23並びに法第85条第1号及び施行規則第133条の2の規定により次のように告示する。

平成26年1月16日

北九州市長 北 橋 健 治

1 訪問介護及び介護予防訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 7060 74	うちのヘルパーさん	北九州市八幡西区上の原四丁目17番13-102号	有限会社ソウセイ	平成26年1月1日
4070 5047 01	ヘルパーステーション ムネこくらひがし	北九州市小倉南区長野1丁目3番1号	株式会社ムネ	平成26年1月1日
4070 4043 57	ヘルパーステーション ゆ〜じん	北九州市小倉北区清水五丁目1番35号	医療法人おおごう会	平成26年1月1日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4066 6903 99	訪問看護ステーション プーラビダ折尾	福岡県北九州市八幡西区光明二丁目7番25号	プーラビダ株式会社	平成26年1月1日

3 通所介護及び介護予防通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 3010 25	デイサービス癒しの風	北九州市戸畑区高峰二丁目12番9号	株式会社クラレ	平成26年1月1日
4070 4043 40	デイサービスセンター ゆ〜じん	福岡県北九州市小倉北区清水五丁目11番35号	医療法人おおごう会	平成26年1月1日
4070 5047 19	デイサービスセンター ムネこくらひがし	福岡県北九州市小倉南区長野一丁目3番1号	株式会社ムネ	平成26年1月1日

4070 7060 82	デイサービス ワイズ引野	北九州市八幡西 区割子川二丁目 20番16号	ビーワイズ 株式会社	平成26 年1月1 日
--------------------	-----------------	------------------------------	---------------	-------------------

4 居宅介護支援

事業所番 号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名 称	指定年月 日
4070 4043 65	ケアプランセン ター ゆ〜じん	北九州市小倉北 区清水五丁目1 1番35号	医療法人お おごう会	平成26 年1月1 日
4070 7060 90	グローバルケア ケアプランセン ター	北九州市八幡西 区藤原三丁目1 0番15号	株式会社グ ローバルケ ア	平成26 年1月1 日

北九州市告示第14号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第75条第2項、第115条の5第2項及び第82条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者から廃止の届出があったので、法第78条第2号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第131条の2、法第115条の10第2号及び施行規則第140条の23並びに法第85条第2号及び施行規則第133条の2の規定により次のように告示する。

平成26年1月16日

北九州市長 北 橋 健 治

1 訪問介護及び介護予防訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 4035 73	アルファケアサービス	北九州市小倉北区宇佐町一丁目1番1-1号	株式会社タフ・コーポレーション	平成25年12月31日
4070 1005 91	トシビ・ケアセンター	北九州市門司区大里原町2番34号	有限会社都市美装	平成26年1月31日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4067 7904 79	岩本内科医院訪問看護ステーション	北九州市小倉南区下石田一丁目2番5号	医療法人岩本内科医院	平成26年1月31日

3 通所介護及び介護予防通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 5046 36	平和楽園介護	北九州市小倉南区大字貫2891番地1	和信ビル株式会社	平成26年1月31日

4 通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 7047 64	デイサービスおはな皿倉	北九州市八幡西区河桃町7番6号	株式会社おはな	平成26年1月31日
4070 4035 99	デイサービスおはな到津	北九州市小倉北区皿山町22番4号	株式会社おはな	平成26年1月31日

5 居宅介護支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 7059 51	あすなろ八幡壱 番館ケアプラン センター	北九州市八幡西 区中の原一丁目 1番6号	株式会社あ すなろ	平成25 年12月 31日
4070 1005 91	トシビ・ケアセ ンター	北九州市門司区 大里原町2番3 4号	有限会社都 市美装	平成26 年1月3 1日
4070 4007 28	医療法人 貞元 内科医院 介護 支援センター	北九州市小倉北 区馬借一丁目1 0番7号	医療法人 貞元内科医 院	平成25 年12月 31日

北九州市公告第25号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成26年1月16日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルショク一店  
北九州市戸畑区一枝三丁目2番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
大和製罐株式会社  
東京都千代田区丸の内二丁目7番2号  
代表取締役 山口久一
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の住所
    - ア 変更前  
東京都中央区日本橋二丁目1番10号
    - イ 変更後  
東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
株式会社サンリブ  
代表取締役 佐藤秀晴  
ほか7者
    - イ 変更後  
株式会社サンリブ  
代表取締役 佐藤秀晴  
ほか7者
- 4 変更の年月日  
平成25年12月27日

5 変更する理由

営業施策上の理由による

6 届出年月日

平成25年12月27日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課

(2) 北九州市戸畑区千防一丁目1番1号

北九州市戸畑区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成26年1月16日から同年5月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成26年5月15日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第26号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成26年1月16日

北九州市長 北橋健治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルショク大島店

北九州市小倉北区大島一丁目666の1ほか2筆

2 大規模小売店舗を設置する者

徳永産業有限会社

北九州市小倉北区大島三丁目2番13号

代表取締役 徳永優一

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

ア 変更前

代表取締役 徳永純一

イ 変更後

代表取締役 徳永優一

(2) 大規模小売店舗を設置するものの氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社サンリブ

代表取締役 岩切陽親

北九州市小倉北区金田一丁目3番33号

ほか9者

イ 変更後

株式会社サンリブ

代表取締役 佐藤秀晴

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

ほか6者

4 変更の年月日

(1) 3 (1) について 平成21年6月25日

(2) 3 (2) について 平成24年5月24日

5 変更する理由

営業施策上の理由による

6 届出年月日

平成25年12月27日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課

(2) 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市小倉北区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成26年1月16日から同年5月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成26年5月15日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第27号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成26年1月16日

北九州市長 北橋健治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルショク曾根店  
北九州市小倉南区曾根北町4番7ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社サンリブ  
北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号  
代表取締役 佐藤秀晴
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗を設置するものの氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 変更前  
株式会社サンリブ  
代表取締役 佐藤秀晴  
北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号  
その他未定
  - (2) 変更後  
株式会社サンリブ  
代表取締役 佐藤秀晴  
北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号  
ほか5者
- 4 変更の年月日  
平成25年9月26日
- 5 変更する理由  
小売業者決定のため
- 6 届出年月日

平成25年12月27日

7 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号  
北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課
- (2) 北九州市小倉南区若園五丁目1番2号  
北九州市小倉南区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成26年1月16日から同年5月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成26年5月15日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第28号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成26年1月16日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンリブ朝日ヶ丘店  
北九州市小倉北区朝日ヶ丘1番地3
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
第一交通産業株式会社  
北九州市小倉北区馬借二丁目6番8号  
代表取締役社長 田中亮一郎
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗を設置するものの氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 変更前  
株式会社サンリブ  
代表取締役 岩切陽親  
北九州市小倉北区金田一丁目3番33号  
ほか1者
  - (2) 変更後  
株式会社サンリブ  
代表取締役 佐藤秀晴  
北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号  
ほか15者
- 4 変更の年月日  
平成24年5月24日
- 5 変更する理由  
営業施策上の理由による
- 6 届出年月日

平成25年12月27日

7 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号  
北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課
- (2) 北九州市小倉北区大手町1番1号  
北九州市小倉北区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成26年1月16日から同年5月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成26年5月15日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市教育委員会労務職員就業規則及び単純な労務に雇用される北九州市教育委員会職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年1月16日

北九州市教育委員会

委員長 川原 房 榮

北九州市教育委員会規則第1号

北九州市教育委員会労務職員就業規則及び単純な労務に雇用される北九州市教育委員会職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

(北九州市教育委員会労務職員就業規則の一部改正)

第1条 北九州市教育委員会労務職員就業規則(昭和39年北九州市教育委員会規則第29号)の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された」に改め、同条第5項中「に規定する短時間勤務職員」を「又は北九州市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成15年北九州市条例第62号)第4条の規定により採用された職員」に改める。

(単純な労務に雇用される北九州市教育委員会職員の給与に関する規則の一部改正)

第2条 単純な労務に雇用される北九州市教育委員会職員の給与に関する規則(昭和41年北九州市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第4条の2中「)及び」を「)、」に改め、「任期付短時間勤務職員」という。)の次に「及び北九州市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成15年北九州市条例第62号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付条例第4条職員」という。)」を加え、「及び任期付短時間勤務職員」を「、任期付短時間勤務職員及び任期付条例第4条職員」に改める。

第4条の3中「地方公務員法」を「再任用職員のうち地方公務員法」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。